



平成 29 年 3 月 10 日

各 位

インフラファンド発行者名  
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人  
代表者名 執行役員 井野 好男  
(コード番号 9283)

管理会社名  
アールジェイ・インベストメント株式会社  
代表者名 代表取締役 井野 好男  
問合せ先 財務管理部長 松尾 真次  
TEL: 03-5510-8886

### 新投資口発行及び投資口売出しに係る仮条件決定に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成29年2月22日開催の本投資法人の役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人の役員会において、公募による新投資口発行における発行価格の仮条件を決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

発行価格の仮条件：1口当たり93,000円以上95,000円以下

<ご参考>

#### 1. 募集投資口数及び売出投資口数

(1) 募集投資口数 39,140口

上記募集投資口数の一部は、海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。ただし、海外販売に係る投資口数は、上記募集投資口数の半数未満とし、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

(2) 売出投資口数 2,060口（オーバーアロットメントによる売出し）

上記売出投資口数は、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものです。上記売出投資口数は、一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。

2. 需要の申告期間 平成 29 年 3 月 13 日（月）から平成 29 年 3 月 16 日（木）まで  
（ブック・ビルディング期間）

3. 発行価格等決定日 平成 29 年 3 月 17 日（金）

4. 申込期間 平成 29 年 3 月 21 日（火）から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



5. 払 込 期 日 平成 29 年 3 月 28 日 (火)
6. 受 渡 期 日 平成 29 年 3 月 29 日 (水)
7. 仮条件決定の理由 本投資法人が取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資法人の投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価しうる範囲内で決定しました。
8. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

\*詳細につきましては、平成29年2月22日付で公表の「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。